

平成 29 年度税制改正の概要（市町村税関係）

平成 28 年 12 月 22 日、「平成 29 年度税制改正大綱」が閣議決定され、2 月 7 日、「地方税法及び航空機燃料譲与法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

この改正は、主に、消費税 10%への引上げ時期の延期に伴う、地方法人課税の偏在是正及び車体課税の抜本見直しの 2 年半延期を踏まえたものであり、平年ベースで 300 億円程度の減少が見込まれているが、267 億円の減収となる個人市町村民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについても、減収額は全額国費で負担されることとなっているため、市町村税収に大きな影響はないものとなっている。

改正の主な内容は以下のとおりである。

1 個人市町村民税

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

- ・ 就業調整を意識しないで働くことができる環境づくりのため、所得税及び個人住民税の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う。
- ・ 平成 31 年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填される。

ア 改正内容

- ・ 配偶者特別控除の控除額 33 万円の適用を受けられる配偶者の所得水準の引上げ（合計所得金 45 万円未満 → 90 万円以下）
- ・ 納税者本人の所得制限を新設
（合計所得金額 900 万円から遡減開始し、1,000 万円で消失）

イ 改正時期 平成 31 年度分以後の個人住民税について適用

(2) 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

- ・ 平成 29 年度から県費負担教職員の給与等の負担事務等が道府県から指定都市へ移譲されることに伴い、個人住民税所得割の税率 2%相当分が指定都市所在道府県から指定都市に税源移譲される。
- ・ 税率が変更されるまでの経過措置として、地方税法上の交付金を創設し、平成 29 年度及び平成 30 年度（給与特徴 4 月及び 5 月分）の収入となる個人住民税所得割のうち税率 2%相当分を指定都市所在道府県から指定都市へ交付する。また、退職所得の分離課税に係る所得割については、当分の間、交付金に

より対応する。

ア 改正内容

指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の標準税率

	市町村民税	道府県民税
現行	6%	4%
改正後	8%	2%

イ 改正時期 平成 30 年度分以後の個人住民税について適用

2 固定資産税

(1) 償却資産に係る固定資産税の特例措置

- 平成 28 年度税制改正において 3 年間の時限措置として、機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置については、その期限をもって終了するものとし、サービス産業等の賃金改善と生産性向上に向けて、残余の 2 年間に限り、地域・業種を限定した上で、その対象を追加する。

ア 特例内容 課税標準を最初の 3 年間、価格の 2 分の 1 とする。

イ 追加する対象 測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物付属設備

ウ 対象とする地域・業種

- 最低賃金が全国平均未満の地域：全ての業種
- 最低賃金が全国平均以上の地域：労働生産性が全国平均未満の業種のみ

エ 適用期間 取得が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(2) 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

- 高さが 60m を超える建築物（建築基準法上の「超高層建築物」）のうち、複数の階に住戸が所在しているもの（以下「居住用超高層建築物」という）について、当該居住用超高層建築物全体に係る固定資産税を各区分所有者にあん分する際に用いる当該各区分所有者の専有部分の床面積を、住戸の所在する階層の差異による床面積当たりの取引単価の変化の傾向を反映するための補正率（以下「階層別専有床面積補正率」という）により補正する。

ア N 階の階層別専有床面積補正率

$$= 100 + 10 / 39 \times (N - 1)$$

イ 適用時期

平成 30 年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物

（平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く）

3 軽自動車税

(1) グリーン化特例（軽課）の見直し

ア 改正内容

区分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減
2020年度基準+20%達成	50% 軽減
2020年度基準達成	25% 軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

区分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	50% 軽減
2020年度基準+10%達成	25% 軽減

※電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

イ 取得期間 平成29年4月1日～平成31年3月31日

ウ 適用年度 平成30年度、平成31年度（取得の翌年度分のみ）